

富山県のツキノワグマ保護管理対策について(No.1)

現状について

【富山県の自然概要】

海拔3,000m級の北アルプスから海深1,000mの富山湾まで急峻な地形を有している。

県土面積424千haのうち森林面積284千haで67%を占めるが、人工林率はわずか19%であり、自然林の割合が高い。

【全国的な分類】

全国的な個体群で見ると本県は「北アルプス地域個体群」(県東部)、「白山奥美濃地域個体群」(県西部)に区分されており、いずれも生息数が800頭以上の安定存続個体群である。



【生息状況】

推定生息数740頭

(H20個体数調査(ヘアトラップ法))

【出没状況】(平成16年以降)

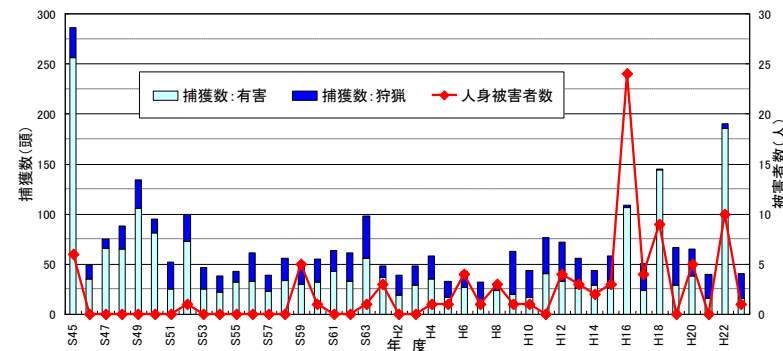
平成16、18、22年は大量出没年といわれており、秋季に出没件数が急増している。春～夏季にかけては各年のばらつきはあるものの、年毎の大きな特徴は見られない。

出没場所は県東部が7割を占める。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
H16	—	—	—	—	—	—	—	—	59	254	88	11	412
H17	0	0	58	28	59	45	46	10	6	2	0	0	254
H18	6	13	49	9	18	30	55	35	164	383	151	9	922
H19	0	5	28	27	26	51	66	30	29	29	16	1	308
H20	0	2	35	20	35	48	39	33	65	31	10	5	323
H21	2	11	17	12	14	38	24	11	14	7	6	2	158
H22	0	2	4	14	16	62	33	48	163	685	348	12	1387
H23	4	5	7	24	10	26	24	14	17	16	7	4	158
H24	1	0	1	9	16	29	32	26	69	43	7	3	236

【捕獲状況】(昭和45年以降)

- ・捕獲数(有害捕獲+狩猟)は平均57頭(有害捕獲33頭+狩猟24頭)
- ・有害捕獲の占める割合が高い
- ・捕獲数が100頭を超えたのは昭和45、49、52年、平成16、18、22年



【人身被害状況】(昭和45年以降)

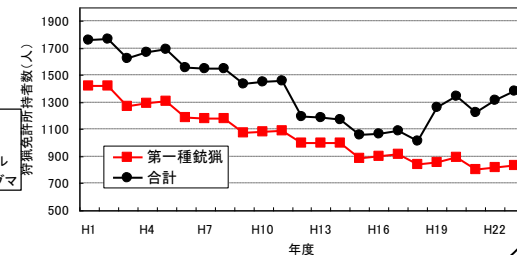
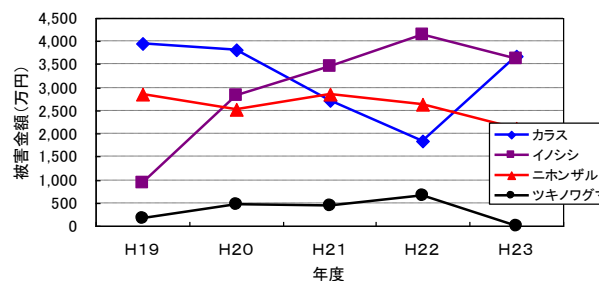
- ・県内の人身事故件数は82件、93名(死亡2名)
- ・平成16年の16件、24名(死亡1名)が被害最多
- ・近年の大量出没では、秋季の午前中、農作業中及び自宅周辺での被害

【農林業被害】

- ・農作物被害は果樹を中心に約370万円(過去10年平均)
- ・林業被害は「クマ剥ぎ」が一部地域でわずかに発生

【狩猟者の動向】

- ・狩猟免許所持者の約6割が60歳以上
- ・第1種銃猟免許所持者が約10年で3割減
- ・わな免許取得者は近年増加



富山県のツキノワグマ保護管理対策について(N0.2)

各種対策について

1. 特定鳥獣保護管理計画の策定

- 平成17年度 保護管理暫定指針策定
- 平成18年度 保護管理指針策定
- 平成21年度 保護管理計画(H22.4～H24.3)策定
- 平成23年度 保護管理計画(第2期)(H24.4～H29.3)策定

【基本目標】

「人とツキノワグマの緊張感のある共存関係」の構築
(地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び人身被害の防止)

【施策の基本的な考え方】

- (1) 人身被害防止のための体制整備
- (2) 出没注意報、出没警報の発令
- (3) 県内全域を3つにゾーニングし、各種基準の設定
- (4) 各種調査及び普及啓発の推進

地域区分	生息保護地域(奥山) (ゾーン1)	保護調整地域(里山) (ゾーン2)	被害防止地域(平野部) (ゾーン3)
被害防止	人間活動がほとんどなく、クマが生息する地域。 自然林が多く残っているなどツキノワグマの主要な生息地として適した地域とする。	人間活動が行われ、ツキノワグマも生息している地域。 落葉広葉樹二次林や人工林及び里山地域などが該当する。	人間活動が活発で、ツキノワグマが本来生息していない地域。 集落や集落周辺地域の耕作地などが該当する。
被害防止	周辺住民への注意喚起、情報提供、入山者への注意喚起、情報提供	周辺住民への注意喚起、情報提供、柿などの誘引物除去・管理	周辺住民への注意喚起、情報提供、柿などの誘引物除去・管理、電気柵設置による侵入防止対策、緊急時対応の徹底
生息環境管理	エサとなる堅果類や液果類が結実する樹木等が生育するなど良好な生息環境の維持・質的向上等に努める。 また、クマの餌場を確保するため、実のなる木を植栽する。	緩衝帯造成等計画的に森林整備を行うことで、ゾーン3(被害防止地域)へのツキノワグマの出没を抑制する。	被害防止を最優先することとし、ツキノワグマの隠れ場所となる耕作放棄地や河川敷などの下草刈の徹底により、ツキノワグマの出没しにくい環境づくりに積極的に取り組む。
個体数管理	「個体数調整」は行わない。 「狩猟」は持続可能な範囲で実施できる。	「移動放獣」を中心にを行うが、必要に応じて「個体数調整」を行う。 「狩猟」は持続可能な範囲で実施できる。	「個体数調整」を中心にを行うが、場合によっては「移動放獣」を行う。 「狩猟」が可能な箇所であれば実施できる。

☆注意喚起

「出没注意報」、「出没警報」による注意喚起
(堅果類の豊凶及びクマの行動域調査に基づく実施)

出没情報地図「クマっぷ」の公表

(平成17年度より出没地点のデータ化)

☆個体数の維持

- ・捕獲上限数の設定・年間88頭(推定生息数740×12%)
(上限数を上回った年は狩猟自粛を依頼)
- ・錯誤捕獲防止の徹底(イノシシ捕獲檻に脱出口を設けさせる)

【被害防除】

- 鳥獣被害防止総合対策事業
電気柵の整備、追払い活動など総合的に支援
- 河川の草刈り事業
クマの移動経路の分断するため河川敷内の伐木・草刈りを実施

【生息環境管理】

- 里山再生整備事業(水と緑の森づくり税活用)
集落周辺の里山を対象に野生動物との棲み分けを図るために実施
- 実のなる木の植栽事業(水と緑の森づくり税活用)
奥山でカシノナガキクイムシによる被害を受けた箇所を対象に野生動物の餌場を確保するためブナ、ミズナラなどの植栽を実施
- カウベルトの郷づくり事業
景観保全と野生動物との棲み分け等を図るため耕作放棄地にて放牧を実施

【個体数管理】

- クマとの共生推進事業
移動放獣を促進させるために、放獣に係る経費を支援
- 鳥獣被害防止総合対策事業
鳥獣被害対策実施隊又は有害鳥獣捕獲隊の傷害保険に係る経費を支援

【各種調査】

- 生息環境調査
クマの秋季の主食となる堅果類の豊凶調査を実施し、出没の傾向を予測する。
- 季節行動調査
発信器を装着したクマの行動を追跡調査し、環境要因による行動域の変化を把握する。
- 被害・捕獲状況調査



2. 住宅街等での出没対策

- H22 大量出没発生時、住宅街等での出没多発
(住宅街等では銃器の使用が禁止され、現場での対応が混乱)
- H22～ 国に対して法・制度改正要望
- H24 警察庁から通達
市町村、猟友会、警察がこれまで以上に連携して対応できるように、県独自で「警職法適用マニュアル」策定

富山県のツキノワグマ保護管理対策について ～クマ出没情報地図の活用事例と出沒対策～



間宮 寿頼

今日の内容

I 部

- ・富山県の現状と対策について
- ・クマ出没情報地図の活用事例

II 部

- ・クマが住宅街等に出没した際の対応について



富山県のツキノワグマ保護管理対策について(No.1)

現状について

【富山県の自然概要】

海拔3,000m級の北アルプスから海深1,000mの富山湾まで急峻な地形を有している。

県土面積424千haのうち森林面積284千haで67%を占めるが、人工林率はわずか19%であり、自然林の割合が高い。

【全国的な分類】

全国的な個体群で見ると本県は「北アルプス地域個体群」(県東部)、「白山・奥美濃地域個体群」(県西部)に区分されており、いずれも生息数が800頭以上の安定存続個体群である。

【生息状況】

推定生息数740頭
(H20個体数調査(ヘアトラップ法))

【出沒状況】(平成16年以降)

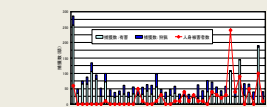
平成16、18、22年は大量出沒年といわれており、秋季に出沒件数が急増している。春～夏季にかけては各年のばらつきはあるものの、年毎の大きな特徴は見られない。

出沒場所は県東部が7割を占める。

年	16	17	18	19	20	21	22	23	24
出沒件数	10	15	25	12	18	10	22	15	18
死亡数	2	3	5	1	4	2	6	3	4

【捕獲状況】(昭和45年以降)

- ・捕獲数(有害捕獲+狩猟)は平均57頭(有害捕獲33頭+狩猟24頭)
- ・有害捕獲の占める割合が高い
- ・捕獲数が100頭を超えたのは昭和45、49、52年、平成16、18、22年



【人身被害状況】(昭和45年以降)

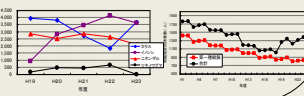
- ・県内の人身事故件数は82件、93名(死亡2名)
- ・平成16年の16件、24名(死亡1名)が被害最多
- ・近年の大量出沒では、秋季の午前中、農作業中及び自宅周辺での被害

【農林業被害】

- ・農作物被害は果樹を中心に約370万円(過去10年平均)
- ・林業被害は「クマ剥ぎ」が一部地域でわずかに発生

【狩猟者の動向】

- ・狩猟免許所持者の約6割が60歳以上
- ・第1種狩猟免許所持者が約10年で3割減
- ・わな免許取得者は近年増加



多様な自然環境

高山帯、亜高山帯、山地帯、低山帯、平野部、
河川や河岸段丘、海浜、海

【富山県の自然概要】

海拔3,000m級の北アルプスから海深1,000mの富山湾まで急峻な地形を有している。

県土面積424千haのうち森林面積284千haで67%を占めるが、人工林率はわずか19%であり、自然林の割合が高い。

富山県のクマの生息状況及び捕獲上限

白山・奥美濃地域個体群

北アルプス地域個体群

- ・推定生息数740頭(430~1040頭)
- ・H20個体数調査(ヘアトラップ法)
- ・年間捕獲上限
740頭×0.12=88頭

富山県では北アルプス地域個体群及び白山・奥美濃地域個体群に属し、いずれも安定存続個体群(800頭以上)と判断されており、年間の捕獲上限も12%としている。

富山県のクマの出沒情報 (平成16～24年:目撃・痕跡情報)

H17年度より
県で出沒情報収集

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
H16	—	—	—	—	—	—	—	—	59	254	88	11	412
H17	0	0	58	28	59	45	46	10	6	2	0	0	254
H18	6	13	49	9	18	30	55	35	164	383	151	9	922
H19	0	5	28	27	26	51	66	30	29	29	16	1	308
H20	0	2	35	20	35	48	39	33	65	31	10	5	323
H21	2	11	17	12	14	38	24	11	14	7	6	2	158
H22	0	2	4	14	16	62	33	48	163	685	348	12	1387
H23	4	5	7	24	10	26	24	14	17	16	7	4	158
H24	1	0	1	9	16	29	32	26	69	43	7	1	232

H16、18、22年が秋季にクマが大量出沒

[illegible]

Year	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2004 (H16)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	720	150	0
2005 (H17)	0	0	0	0	0	0	0	0	150	580	100	0
2006 (H18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400	100	0
2007 (H19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0
2008 (H20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0
2009 (H21)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0
2010 (H22)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0
2011 (H23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0
2012 (H24)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0

富山県のツキノワグマ保護管理対策について(N0.2)

被害防止対策について

1. 特定鳥獣保護管理計画の策定

平成17年度 保護管理暫定計画策定
平成18年度 保護管理暫定計画策定
平成21年度 保護管理計画(H22.4~H24.3)策定
平成23年度 保護管理計画(第2期)(H24.4~H29.3)策定

【基本目標】

「人とツキノワグマの緊張感のある共存関係」の構築
(地域関係の長期にわたる安定的な維持及び人身被害の防止)

【施策の基本的な考え方】

- 人身被害防止のための体制整備
- 出沒注意報、出沒警報の発令
- 県内全域を3つのゾーニングし、各種基準の設定
- 各種調査及び普及啓発の推進

項目	ゾーニング1(奥山)	ゾーニング2(里山)	ゾーニング3(平野部)
生息保護地域	奥山	里山	平野部
保護調整地域		里山	
被害防止地域			平野部

☆注意喚起
「出沒注意報」、「出沒警報」による注意喚起
(堅果類の豊凶及びクマの行動域調査に基づく実施)
出沒情報地図(クママップ)の公表
(平成17年度より出沒地点のデータ化)
☆生息数の維持
・捕獲上限数の設定・年間88頭(推定生息数740×12%)
(上限数を上回った年は狩猟自粛を依頼)
・罠網捕獲防止の徹底(インシデント捕獲に脱出口を設ける)

【被害防止】
○鳥獣被害防止総合対策事業
電気柵の整備、追払い活動など総合的に支援
○河川の草刈り事業
クマの活動経路の分断するため河川敷内の枕木・草刈りを実施

【生息保護管理】
○里山再生整備事業(水と緑の森づくり税活用)
集落周辺の里山を対象に野生動物との棲み分けを図るために実施
○奥のなる木の植栽事業(水と緑の森づくり税活用)
奥山でシシノガキイムシによる被害を受けた里山を対象に野生動物の餌場を確保するため、ミズナラなどの植栽を実施
○カワバエの駆つり事業
集落周辺と里山動物との棲み分け等を図るため耕作放棄地に放牧を実施

【個体数管理】
○クマとの共生推進事業
移動放牧を促進させるために、放牧に係る経費を支援
○鳥獣被害防止総合対策事業
鳥獣被害対策実施隊又は有害鳥獣捕獲隊の被害保護に係る経費を支援

【各種調査】
○生息環境調査
クマの秋季の主食となる堅果類の豊凶調査を実施し、出沒の傾向を予測する。
○季節行動調査
発信器を装着したクマの行動を追跡調査し、環境要因による行動域の変化を把握する。
○各種被害・捕獲状況調査
被害や対策、捕獲個体の情報収集などにより、出沒傾向を把握する。

2. 住宅等での出沒対策

H22 大量出沒発生時、住宅街等での出沒多発
(住宅街等では殺戮の使用が禁止。現場での対応が混乱)
H22～ 国に対して法・制度改正要望
H24 警察から通達
市町村、県民、警察がこれまで以上に連携して対応できるように、県独自で「警備法適用マニュアル」策定

基本目標

「人とツキノワグマの緊張感のある共存関係」の構築

・ゾーニングによる保護・管理

地域区分	生息保護地域(奥山) (ゾーン1)	保護調整地域(里山) (ゾーン2)	被害防止地域(平野部) (ゾーン3)
人間活動が行われ、ツキノワグマが生息する地域。 自然林が多く残っているなどツキノワグマの主要な生息地として適した地域とする。	人間活動が行われ、ツキノワグマも生息している地域。 落葉広葉樹二次林や人工林及び里山地域などが該当する。	人間活動が活発で、ツキノワグマが本来生息していない地域。 集落や集落周辺地域の耕作地などが該当する。	
被害防止	入山者への注意喚起、情報提供	周辺住民への注意喚起、情報提供、柿などの誘引物除去・管理	周辺住民への注意喚起、情報提供、柿などの誘引物除去・管理、電気柵設置による侵入防止対策、緊急時対応の徹底
生息環境管理	エサとなる堅果類や液果類が結実する樹木等が生育するなど良好な生息環境の維持・質的向上等に努める。 また、クマの餌場を確保するため、実のなる木を植栽する。	緩衝帯造成等計画的に森林整備を行うことで、ゾーン3(被害防止地域)へのツキノワグマの出沒を抑制する。	被害防止を最優先することとし、ツキノワグマの隠れ場所となる耕作放棄地や河川敷などの下草刈の徹底により、ツキノワグマが出没しにくい環境づくりに積極的に取り組む。
個体数管理	「個体数調整」は行わない。	「移動放牧」を中心に行うが、必要に応じて「個体数調整」を行う。	「個体数調整」を中心に行うが、場合によっては「移動放牧」を行う。 「狩猟」は持続可能な範囲で実施できる。

ゾーニングによる保護・管理

ゾーン1(緑): 生息保護地域(奥山)
ゾーン2(青): 保護調整地域(里山)
ゾーン3(赤): 被害防止地域(平野部)

「出沒注意報」、「出沒警報」による注意喚起

堅果類の豊凶及びクマの行動域調査、出沒情報に基づき実施、クママップをホームページで公表等

- 堅果類の結実状況調査
- クマの行動調査
- クマの出沒情報の収集

クマの出沒が予想される年
・クマの出沒注意報
(9月上旬)

また、クマの出沒地点をクママップにて公表。
(当初、過去の出沒地点についてのみ公表)
→できるだけリアルタイムな出沒情報の提供が必要。

年度ごとの堅果類の結実状況

・県森林研究所の過去の堅果類の結実調査では

①ブナ・ミズナラの結実は県内全域で同調的に豊凶を繰り返す傾向がある。ブナ、ミズナラの結実は2005、07、09、11年が良く、2006、08、10、12年は悪い傾向にある。(ただし、ミズナラについて、2012年は前年より結実状況がよくなった地域がある。)

→奇数年は結実が良く、偶数年は悪い傾向。

②コナラの結実は地域ごとに豊凶を繰り返す傾向があるが、県内全域での同調性はない。

→昨年は不作～並作で昨年より結実状況がいい。

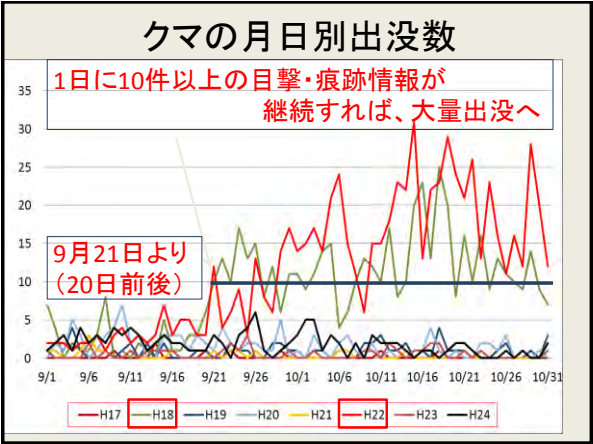
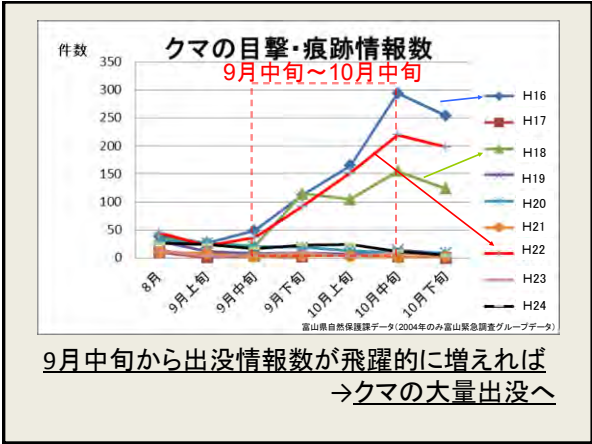
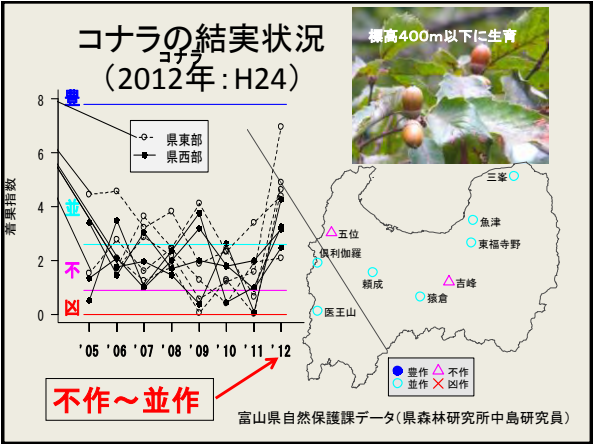
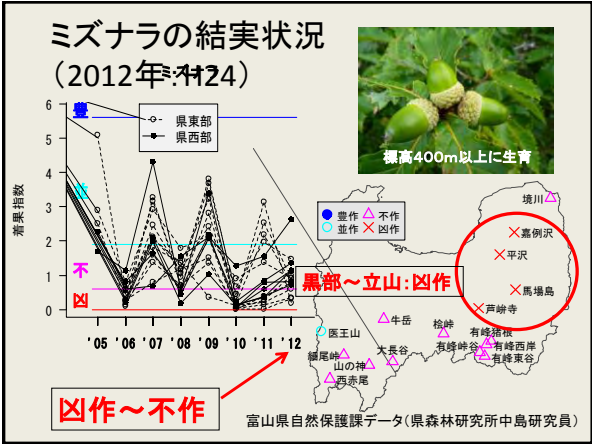
ブナの結実状況(2012年:H24)

豊凶の年次変動

●豊作 ▲不作
○並作 ×凶作

全県で凶作

富山県自然保護課データ(県森林研究所中島研究員)



クマ出沒情報地図の活用事例

インターネットによる注意喚起「クママップ」

ツキノワグマ出沒情報地図「クママップ」

最新更新日: 2012年11月10日

リアルタイム出沒情報には今年の出沒箇所が確認できます。

また、市町村別にツキノワグマの過去の情報(平成16年秋~平成23年秋)を掲載してありますので、ご自宅周辺の過去の状況について把握され、被害対策に活用してください。

※平成16~23年の出沒の過去の記録を春夏秋冬に分けて地図上で表示しています。

この情報は、主に県内市町村や研究者、そして県民の皆様からの情報提供に基づいて作成しております。クマ出沒の実態を把握し安全対策の基礎資料とするため、これからツキノワグマ出沒情報地図の作成に皆様のご協力をお願いします。

また、新たな目撃情報については、クマを確認した地域の属する市役所・町村役場へご連絡くださいようお願いいたします。

リアルタイム出沒情報(県全域)

魚津市
黒部市
滑川市

情報発信元: 富山県自然保護課
電話: 076-444-3396
富山県文化財部 自然保護課のページへ

市町村別の過去の出沒地図情報の掲載

(平成16~23年)

・春(1~8月)、秋(9~12月)に分け、
過去の出沒情報地図を掲載。

過去の出没地点の把握

・過去の出没地点から、移動経路や出没地域の傾向を把握し、注意喚起や安全対策につなげていく必要がある。

特に、秋季は年により出没状況が大きく違うことを地域住民の方々に認識していただくために活用。



リアルタイム出没情報

- ・グーグルマップの利用による利便性の向上
- ・新しい出没情報の提供→安全対策へ

空中写真など(拡大・縮小)

- ・全県の出没状況と地域の出没情報の把握

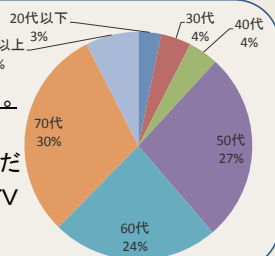
インターネットによる注意喚起の限界

・安価で簡易に多くの県民の方々への注意喚起が可能になる。特に、学校関係者には必要な情報。

県内の年代別のクマ

による人身被害年齢構成 8%
約80%が50～70代の方々。

→注意喚起はインターネットだけでなく、もちろん新聞やTVラジオなども利用。



富山県の平野部へのクマの代表的な移動ルート

- ①平野部へつきだす河岸段丘崖の林
(平野部へのびる丘陵地の林、もちろん、通常の山際からの出没も注意)
- ②河川敷(用水路も利用)



→クマは林やヤブなどに身を隠しながら移動
→集落周辺や人家の庭のカキの実の誘因物の除去の徹底。

河岸段丘の林



河川敷の移動

平成22年10月19日
午前4時40分ごろ
富山市海岸通りでクマによる人身被害



予想を超えた地域の対応も...

河川敷なども

* 河川敷や用水路などもクマの移動経路に・・・
秋季に草刈りなどの対策→出没しにくい環境作り



県内の河川敷の草刈りなど

県管理の河川(H23年:41河川)で、河川敷の橋梁付近を中心に草刈りなどが行われている。その他、国管理の河川でも多くのクマの出没が予想される年は、草刈りなどの協力を要請し、H22年は4河川で実施。



多くのクマの出没が予想される年は庭のカキの木の管理を早めに！

(クリやイチヨウもあわせて)
山際、河岸段丘の崖の林、河川敷などの周辺は特に注意すること。



カキなどの誘引物の除去の徹底

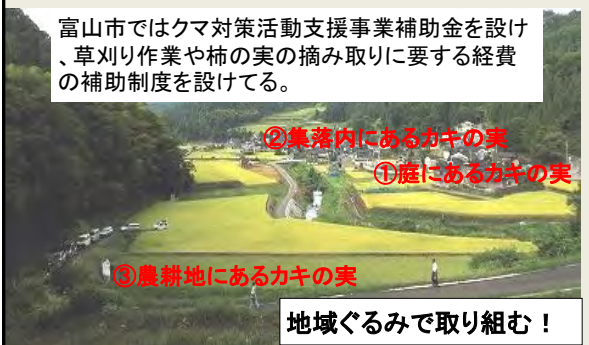


富山県では、特に大量出沒年の秋季、カキが誘因物となっており、家の周りに実るカキの実を除去する必要がある。

除去したカキの実は放置しない。

誘引物除去の順番

富山市ではクマ対策活動支援事業補助金を設け、草刈り作業や柿の実の摘み取りに要する経費の補助制度を設けてる。



地域ぐるみで取り組む！

出沒情報地図の活用

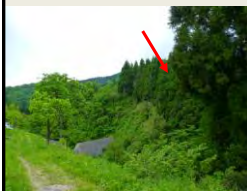
→人身被害防止のため

富山県では、身近な里山にもクマが生息していることを前提に人が生活する必要がある。裏山でも人側がクマに対する準備をし、行動する必要がある。また、多くのクマの出沒予想される秋季は山際の集落だけでなく、より平野部でもクマに対する対応が求められる。

→地域の方々の行動が変わらなければならない。状況に応じた対応が求められる。

林内(クマの生息域)での人身被害

(南砺市:平成22年6月1日)

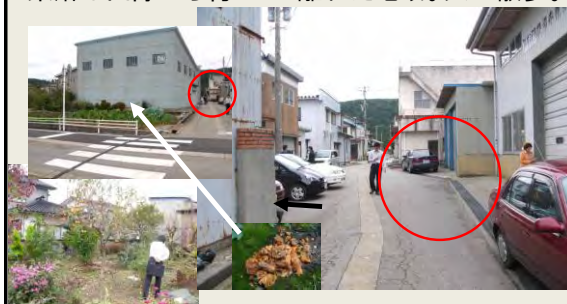


現場
(矢印が被害発生現場:
標高約250m
麓の集落から約1km)
クマの生息域では人側がク
マに対する準備をして入山
する。

人の生活域での人身被害

(入善町:平成18年10月26日 AM6:25)

集落は山際から約300m離れた地域。犬の散歩。



過去の人身被害の状況

秋季の月別クマによる人身被害者数

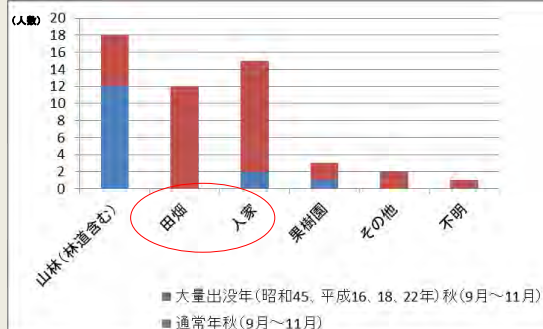


秋期の通常年と大量出没年のクマの人身被害状況(標高別)
(平成16~23年)



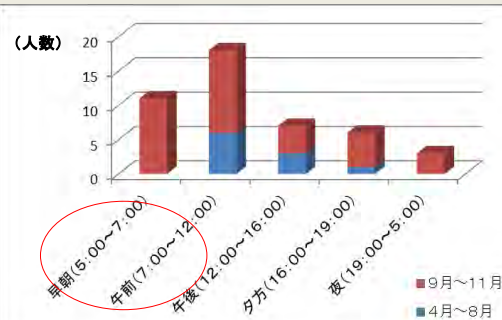
秋期の通常年と大量出没年のクマの人身被害状況
(環境別)

(昭和45年~平成23年)



大量出没年のクマの人身被害状況(時間別)

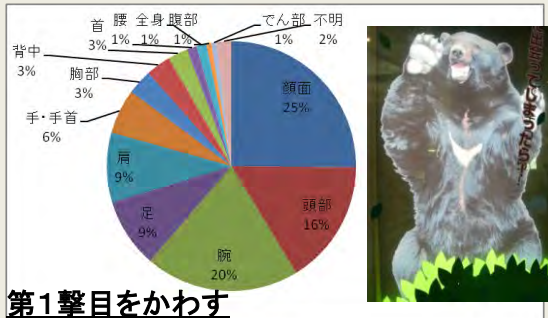
(平成16, 18, 22年)



富山県におけるクマによる攻撃方法 (昭和45～平成24年)



富山県におけるクマによる 人への攻撃部位(昭和45～平成24年)



第1撃目をかわす

安全対策の徹底！



ヘルメット

スプレー

鈴

ナタなど

人身被害防止のために

遭遇しない工夫

- ・クマに遭遇しないためには、鈴やラジオなどを携帯し、クマに人の存在を伝える。
- ・車からおりる時はクラクションを鳴らす。
- ・単独行動を避け、複数の人と行動する。
- ・糞や足跡、爪痕等の痕跡を発見したら、その場から立ち去る。

遭遇した時の対処法

- ・クマを避ける配慮と同時に、遭遇した際に被害を小さくする備えをする。ヘルメットを着用する。クマ撃退スプレーを携帯するなど、より積極的な防御が必要。(子連れの場合、鈴やラジオだけでは防げない。)
- ・襲われる瞬間は防御姿勢をとり、顔面などに攻撃を受けないようにする。

→地域住民の方、各々が行動していただくことが重要。

II 部の内容

クマが住宅街等に現れた場合の対応について

- ☆本県のこれまでの現状
- ☆国への要望・制度改正の内容
- ☆本県における取組み
- 警察官職務執行法適用マニュアル策定

富山県自然保護課

富山県ツキノワグマ保護管理計画ゾーニング別対応内容

	生息保護地域（奥山） （ゾーン1）	保護調整地域（里山） （ゾーン2）	被害防止地域（平野部） （ゾーン3）
地域区分	人間活動がほとんどなく、クマが生息する地域。 自然林が多く残っているなどツキノワグマの主要な生息地として選んだ地域とする。	人間活動が行われ、ツキノワグマも生息している地域。 落葉広葉樹二次林や人工林及び里山地域などが該当する。	人間活動が活発で、ツキノワグマが本来生息していない地域。 集落や集落周辺地域の耕作地などが該当する。
被害防止	入山者への注意喚起、情報提供	周辺住民への注意喚起、情報提供、柿などの誘引物除去・管理	周辺住民への注意喚起、情報提供、柿などの誘引物除去・管理、電気柵設置による侵入防止対策、緊急時対応の徹底
生息環境管理	エサとなる果実類や落葉類が結実する樹木等が生育するなど良好な生息環境の維持・質的向上等に努める。 また、クマの餌場を確保するため、実のなる木を植栽する。	緩衝帯造成等計画的に森林整備を行うことで、ゾーン3（被害防止地域）へのツキノワグマの出没を抑制する。	被害防止を最優先することとし、ツキノワグマの隠れ場所となる耕作放棄地や河川敷などの下草刈の徹底により、ツキノワグマが出没しにくい環境づくりに積極的に取り組む。
個体数管理	「個体数調整」は行わない。 「狩猟」は持続可能な範囲で実施できる。	「移動放散」を中心に行うが、必要に応じて「個体数調整」を行う。 「狩猟」は持続可能な範囲で実施できる。	「個体数調整」を中心に行うが、場合によっては「移動放散」を行う。 「狩猟」が可能な箇所であれば実施できる。

本県のこれまでの対応

刑法第37条（緊急避難）

自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

捕獲に関与する、有害鳥獣捕獲隊員が上記に該当すると判断して、実施。

ただし、緊急避難に該当するかどうかは司法の判断。
最悪の場合、発砲した個人の違法性が問われる可能性がある。

疑問！？

自治体から依頼を受けて実施しているのに、有害鳥獣捕獲隊員が法律を犯してまで、対応する必要があるのか？

クマの出没状況

平成16年、平成18年に引き続き、平成22年 秋 クマの大量出没が発生（近年最大の出没件数）
目撃痕跡情報件数1387件 人身被害件数 9件10名

出没箇所は中山間地が中心であるが、
想定外な場所での出没、人身被害も・・・

- ・富山市の海岸にクマ
- ・魚津市中心街にクマ

問題点 法律の壁

①鳥獣保護法第38条（銃猟の制限）

日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

2 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所において、又は彈丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

②銃刀法第3条の13（発射の禁止）

何人も、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物に向かって、又はこれらの場所・銃砲で射撃を行う施設（以下「射撃場」という。）であつて内閣府令で定めるものを除く。）若しくはこれらの乗物においてけん銃等を発射してはならない。ただし、法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者がその職務を遂行するに当たって当該けん銃等を発射する 場合は、この限りでない。

つまり、

夜間、住居集落地、建物内等では銃器を用いた捕獲は禁止！！

クマやイノシシなどは人命に関わる事故の可能性大 → どう、対応する！？

国への制度（鳥獣保護法）改正を要望

- 1 行政からの要請に基づき、住民の安全を守るための有害鳥獣捕獲の場合の夜間や住居集落地等における銃の使用規制の緩和
- 2 有害鳥獣捕獲の場合においても法違反等に係る法的責任が専ら銃使用者（捕獲隊員）のみに課せられる現行制度の改正
- 3 市町村の有害鳥獣捕獲隊員の身分取扱い法制化

国への働きかけ

平成22年11月 知事が環境省へ制度改正要望
12月 中部圏知事会から緊急提言

平成23年 6月 県議会厚生環境常任委員会が環境省へ重要要望
8月 中部圏知事会から環境省へ要望
10月 知事が環境省等へ制度改正要望
11月 中部圏知事会から環境省へ要望

国の対応

- 行政からの要請に基づく、住民の安全を守るための有害鳥獣捕獲の場合の夜間や住居集落地等における銃の使用規制の緩和
⇒法改正ならず、警察庁の通達(指導文書)
警察官職務執行法第4条の適用対象であることを明文化
- 有害鳥獣捕獲の場合においても法違反等に係る法的責任が専ら銃使用者(捕獲隊員)のみに課せられる現行制度の改正
⇒法改正ならず、警察庁の通達(指導文書)
警察官職務執行法第4条に基づく命令による場合は、
刑事責任が問われない
- 市町村の有害鳥獣捕獲隊員の身分取扱い法制化
⇒鳥獣被害防止特措法の改正
鳥獣被害防止対策実施隊(非常勤公務員)の職務として、
住民の生命等に係る被害を防止するための捕獲を追加

警職法の解釈(通達文より)

警察官職務執行法第4条第1項

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、①**狂犬、奔馬の類等の出現**、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、②**その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者**に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、③**危害防止のため通常必要と認められる措置**をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

- ①**狂犬、奔馬の類等の出現**=住宅街に熊が現れた場合も該当
②**その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者**
=ハンター(有害鳥獣捕獲隊)も該当
③**危害防止のため通常必要と認められる措置**
=周辺の人々を避難させた上で、熊を猟銃で駆除することも該当

【結論】

現実具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、警察官がハンターに対し猟銃を使用して住宅街に現れた熊を駆除するように命じることは行い得る

本県の今後対応方針

【捕獲に関すること】

①夜間、住居集落地、建物内など以外

これまで通り、有害鳥獣捕獲にて対応する。

②夜間、住居集落地、建物内など

基本的に「警察官職務執行法」の適用を検討する。

警察官が現場に居合わせない突発的な場合は、
「緊急避難」での対応を妨げない。

【身分保障に関すること】

③市町村に鳥獣被害防止特措法に基づく、

「鳥獣被害防止対策実施隊」の設置を働きかけ

警職法の適用に関しての対応

方針は示されたが今後どのように対応していくか。

	これまで	今後
警察官の役割	避難誘導・パトロール	避難誘導・パトロール 警職法の命令(捕獲への関与)

☆命令をするとなると様々な判断が必要

- 特に急を要する場面なのか？ ○クマはどのような状態にあるか？
○銃器以外の捕獲方法はあるか？ ○安全対策は十分か？ ……

**警察官にはクマ捕獲に関する知識量が足りない
(これでは、適切に警職法が適用されないのでは…)**

円滑に適用するには、
これまで以上に、警察、自治体、有害鳥獣捕獲隊との連携がさらに重要！！

具体的手順を示した、マニュアル作成へ

マニュアル策定まで手順

①対応検討会の設置

内 容:マニュアル(案)の検討
構成員:県、警察本部、市町村、猟友会

②市町村担当者意見交換会

内 容:マニュアル(案)について意見交換

③マニュアル(案)に基づく現地訓練

内 容:マニュアル(案)と現地対応の整合性の確認
参加者:県、県警本部、市町村、有害鳥獣捕獲隊、警察署
※県内すべての警察署管内で実施

④マニュアルの策定

③の修正点を踏まえて策定・運用へ

※上記以外に

県警が各種会議等にて、警職法の適用方法について教養を実施。

策定に当たっての主な検討事項

☆警察官との連携

どのような出役の場合に警察に連絡するのか。

☆警職法の適用の判断基準

どのような状況であれば、適用するのか。

☆警職法の命令の仕方

どの警察官が誰に対してどの段階で命令するのか。

☆現場での連携

有害鳥獣捕獲隊が警察官より先に現場に到着した場合は？

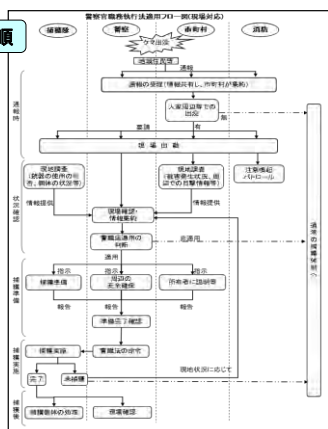
☆夜間の対応

視界が効かない中でどう対応するのか。

☆捕獲後の処理

誰が実施するのか。

具体的な手順



現地訓練状況



マニュアル(案)の説明



現地訓練(出沒状況確認)



現地訓練(命令)

今後の課題

マニュアルは策定したが・・

クマの出没・対応は状況に応じて様々なパターンがある。

警職法の適用事例などクマの対応方法を精査して、より具体的な内容に改訂し、さらなる安全確保に努める必要がある。

また、クマの大量出沒に備えて、定期的に現地訓練等を実施し、連携を強化していく必要がある。